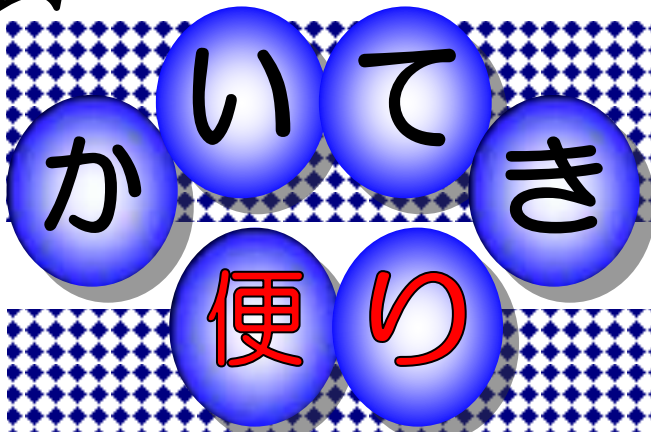


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成29年8月1日発行 第157号

- お知らせ
「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！」
「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！」
「介護人材関連事業について」
「平成29年度 訪問看護にかかる支援策について」
「平成29年度 介護職員スキルアップ研修【受講生募集中】」
「地域で高めよう！見守り力「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」
「東京都国民健康保険団体連合会主催 平成29年度介護サービス事業者支援研修会」
「福祉用具専門員スキルアップ講習会を実施します！」
- 報酬算定・運営基準
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について」
「福祉用具の保険給付の適正化について」

お知らせ

○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成29年度評価者(アセッサー)講習は、以下のとおり開催されますので、受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

なお、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業(アセッサー講習受講支援事業費補助:アセッサー講習に係る経費の補助)については、9月頃に交付申請の受付を開始する予定です。

【申込受付期間】

○第1期 6月20日(火) ～ 8月3日(木)

○第2期 6月20日(火) ～ 8月16日(水)

※早期にレベル認定評価に取り組んでいただくために、**第1期**の受講をお勧めいたします。

【受講期間】

○第1期 8月上旬～10月3日(集合講習は10月3日(火))

○第2期 10月上旬～11月28日(集合講習は11月28日(火))

【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。

(<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

【受講料】

19,980円(税込) (※別途130円(税込)の取扱手数料が必要となります。)

【お問合せ】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは?》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

○ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となり、平成29年度事業計画書の提出期限は平成29年9月29日（金曜日）までとなっております。本事業の活用を検討されている事業者につきましては、お早めに事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 平成29年9月29日（金曜日）※必着

【提出先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当

【提出方法】 配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

また、財団では助成金交付申請をご検討中の事業者を対象に、本事業の概要及び具体的な書類の書き方や疑問点にお答えする説明会を下記の日程で開催いたします。申し込み方法等の詳細については財団ホームページをご確認ください。

1 説明会日程

	日にち	時間	受付開始	申込締切日（必着）
1	8月 8日（火）	10：00	9：45	8月 1日（火）
2	8月 8日（火）	15：00	14：45	8月 1日（火）
3	9月 5日（火）	10：00	9：45	8月29日（火）

※午前の回、午後の回とも同じ内容です。説明時間は、1時間程度を予定しています。

2 会場

公益財団法人東京都福祉保健財団研修室1・研修室2
(東京都新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階)

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援担当
東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

TEL 03-3344-8548 FAX 03-3344-8596

○ 介護人材関連事業について

お知らせ

東京都福祉保健局高齢社会対策部では、介護人材の確保、育成及び定着に向けた総合的な取組を行っております。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページ等にてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

◇人材関連事業一覧はこちら

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/jinzai.files/jinzaijigyosha.pdf>

◇お知らせ

⇒【東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業】補助金申請を募集しています(9月29日まで)。

ホームページ <http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>

⇒【潜在的介護職員活用推進事業】有資格者向け就業支援説明会を開催します(8月2日・9月6日開催)。

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/senzai.html>

⇒【介護の仕事しながら資格取得】～利用者申込を開始します(6月16日より)～

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

⇒【無料で介護の資格取得】～利用者申込を開始します(5月30日より)～

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

⇒【介護の職場体験】～利用者申込を開始します(5月19日より)～

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

◇各事業の詳細(ホームページ)はこちら

介護人材確保対策事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

潜在的介護職員活用推進事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/senzai.html>

東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shukusha.html>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/carepro.html>

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/daitai.html>

介護職員スキルアップ研修

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigokennsyuu/kaigosyokuinnsukiruappu.html>

現任介護職員資格取得支援事業

<http://www.fukushizaidan.jp/103genninkaigo/index.html>

喀痰吸引等(たんの吸引等)の制度について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>

【お問合せ】 各事業の連絡先へお気軽にご連絡ください。

【制度担当】 東京都福祉保健局 高齢社会対策部介護保険課 介護人材担当 電話:03-5320-4267

○ 平成29年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等	
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 (訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援)	締切：8月21日(月) (※2) 上記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要</u> です	
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※1) ①研修参加時の代替(右記締切まで) ②産休・育休・介休取得時の代替(原則、随時受付)		
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業(※2)		
	*新任訪問看護師就労応援事業(2次募集) ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。「募集要領」を確認ください。 ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 *新卒に限らず、訪問看護未経験であれば対象です		
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込み受付中 体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください	
	東京都訪問看護教育ステーション事業 『新任訪問看護師交流会』の開催 【目的】 本交流会は、新任訪問看護師同士の交流や、経験豊富な訪問看護師の方々からの新任訪問看護師への助言等を行う事を目的に開催します。 【対象】 訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師の方 【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、 <u>下記交流会実施ステーションへFAXで直接お申込みください。</u> その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。		
	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第1回	白十字訪問看護ステーション 「レビー小体型認知症の症状と看護ケア(事例検討含む)」 宇野久子氏(認知症看護認定看護師) ミニレクチャー終了後、訪問看護についてのざっくばらんな意見交換会を行います!	8月25日(金) 19:00～20:30 会場: 白十字訪問看護ステーション 住所: 新宿区市谷砂土原町 2-7 ディアコート砂土原 204 (有楽町線・南北線「市ヶ谷」駅徒歩約3分)	白十字訪問看護ステーション FAX: 03-3268-1629 締切: 8月21日(月)

その他の取組

	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第2回	あすか山訪問看護ステーション 「訪問看護にまつわるモヤモヤを解消しよう！～同期で語り合いませんか～」	9月15日(金) 18:00～19:30 会場:あすか山訪問看護ステーション 住所:北区東十条1-9-12溝口ビル1F (JR京浜東北線「東十条」駅 徒歩約7分)	あすか山訪問看護ステーション FAX:03-5959-3151 締切:9月1日(金)

上記の他、H30年2月までに7回予定しています。
詳細は、東京都ホームページ等でご案内します。

管理者指導者育成研修
※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。

実施時期未定
別途各ステーションへご案内いたします

訪問看護ステーション事業開始等支援事業
(経営等に関する個別相談会)

実施時期未定
別途各ステーションへご案内いたします

訪問看護フェスティバルの開催

平成30年1月13日 東京都庁(予定)
詳細は別途ご案内いたします

※1 「訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業」のうち、**②産前産後休業、育児休業、介護休業取得時の代替職員確保支援については、申請状況により期限を設定する場合があります。**本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267 FAX:03-5388-1425

○ 平成29年度 介護職員スキルアップ研修【受講生募集中】

1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指します。

2 対象

都内に所在する介護保険事業所の介護職員として2年以上の勤務経験があり、研修受講後に事業所内での伝達研修を行える方。

※今年度より、対象を非常勤職員に拡大しました。

3 定員 各回 150名

4 受講料 無料(資料代含む)

5 申込締切 平成29年8月21日(月) ※各回共通。ただし、定員になり次第締め切ります。

6 申込方法 東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとかん」からお申込みください。

(<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

7 日程・会場・時間

下記一覧表のとおり

コース	1 日目	2 日目	3 日目
第1回	(第1回・第2回合同) 平成29年10月5日(木) 9:25~17:00	(第1回・第2回合同) 平成29年10月6日(金) 9:30~17:00	平成29年10月30日(月) 9:30~17:00 (会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター
第2回	(会場) 東京都医師会館・講堂	(会場) 東京都医師会館・講堂	平成29年10月31日(火) 9:30~17:00 (会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター
第3回	(第3回・第4回合同) 平成29年10月19日(木) 9:25~17:00	(第3回・第4回合同) 平成29年10月20日(金) 9:30~17:00	平成29年11月14日(火) 9:30~17:00 (会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター
第4回	(会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター・講堂	(会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター・講堂	平成29年11月16日(木) 9:30~17:00 (会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター
第5回	(第5回・第6回合同) 平成29年12月14日(木) 9:25~17:00	(第5回・第6回合同) 平成29年12月15日(金) 9:30~17:00	平成29年12月21日(木) 9:30~17:00 (会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター
第6回	(会場) 発明会館・ホール	(会場) 発明会館・ホール	平成29年12月22日(金) 9:30~17:00 (会場) 東京都社会福祉保健 医療研修センター

○ 地域で高めよう！見守り力

無料

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から 平成30年3月31日（土曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ 東京都国民健康保険団体連合会主催 平成29年度介護サービス事業者支援研修会

人生の最終段階においても住み慣れた施設や地域で暮らし続けたいという都民の希望に対応するため、個人の尊厳を尊重した看取りの対応が、今後ますます介護事業者には求められてきます。看取りのプロセスにおいては、家族や利用者の揺れ動く感情の中で、利用者、家族、医療、介護のケアチームの間での合意形成の積み重ねが重要であり、介護事業者の体制整備や職員教育等の課題も多く、看取りの実施に不安を抱く介護事業者も少なくありません。

また、平成29年5月より改正個人情報保護法が施行され、介護事業者も改正内容を踏まえて業務等を見直す必要があります。

そこで、看取りの実際と、個人情報に関する苦情相談対応等、介護事業者が抑えるべきポイントについての研修会を下記のとおり開催いたします。是非とも、ご参加ください！！

■開催日時及び会場■

- (1) 平成30年1月18日(木) 12時30分から16時05分 受付開始 11時30分～
文京シビック大ホール (住所:文京区春日1-16-21) 【1,800名】
 東京メトロ丸ノ内線、南北線「後樂園駅」直結
 都営地下鉄三田線、大江戸線「春日駅」(文京シビックセンター前)
- (2) 平成30年1月25日(木) 12時30分から16時05分 受付開始 11時30分～
ルネこだいら大ホール (住所:小平市美園町1-8-5) 【1,200名】
 西武新宿線「小平」駅 徒歩3分

■講演概要及びスケジュール(予定)■

時間	内容
11:30～12:30	受付
12:30	開会
12:30～14:10	「看取りについて考える」～平穏死のすすめ～ 世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム 常勤医師 石飛 幸三氏 <講演概要> 穏やかな最期に向けて家族と支援者はどうあるべきか。 これまで特別養護老人ホームで自然な最期を送る人々を看取ってきました。 終末期の胃瘻など延命治療の是非を問題提起しつつ、人間らしい安らかな看取りについて皆さんと一緒に考えていきたい。
14:10～14:30	休憩
14:30～16:05	「改正、個人情報保護法を知っていますか？」 ～苦情対応、リスクマネジメント、介護記録の書き方まで、 介護事業者が抑えるべきポイントについて～ 高村浩法律事務所 弁護士 高村 浩氏 (東京都国保連合会介護サービス苦情処理委員会 委員) <講演概要> 改正個人情報保護法(平成29年5月30日施行)を踏まえながら、介護サービスに係る個人情報及び記録の取扱いにおいて留意すべき点について、苦情例及び裁判例をもとに講演する。
16:05	閉会

(1)、(2)両日とも講演内容及び講師は同一となります。諸事情により時間が変更となる場合があります。

■対象者■

都内介護(予防)サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業事業所の管理者等で受講を希望する者※1事業所(事業所番号ごと)につき、1名までの参加とします。

■申込方法■

東京都国保連合会ホームページ上からお申し込みください。

HOME > 介護事業所等の皆様 > 平成 29 年度介護サービス事業者支援研修会開催のお知らせ(URL:
http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/support_workshop/index.html)

※申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。

■参加費■

無 料

【お問合せ先】 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課

TEL 03-6238-0173

お知らせ

○ 福祉用具専門相談員スキルアップ講習会を実施します！

主に福祉用具貸与・販売事業所等で相談員業務を行っている方を対象に、より専門的に福祉用具に関する知識や技術を学べる講習会を実施します。

受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申込みください。

なお、本講習会は一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が実施する、福祉用具専門相談員研修ポイント制度の認証研修となります。

第1回講習会[ポイント6点]

『障害別福祉用具の選び方と使い方』

脳血管障害、パーキンソン、認知症等、高齢者に多くみられる症例のそれぞれの特性に即して、福祉用具の選び方、使い方を学びます。

講習日時 平成 29 年 11 月 8 日 (水) 9:30~16:30 申込期限 平成 29 年 10 月 2 日 (月)

第2回講習会[ポイント5.5点]

『福祉用具専門相談員のための車いすシーティングの選定・適合』

「車いすシーティング」に関する実務に役立つ知識を習得することにより、車いすや座位保持装置を利用する方々の、より快適な生活を支援することができます。利用者の身体状況、座位能力を適正に評価し、改善目標を定めた的確なシーティング技術を学びます。基本理論を押さえ、車いすの調整、座位保持補助具の応用を実践します。

講習日時 平成 29 年 12 月 8 日 (金) 9:30~16:30 申込期限 平成 29 年 11 月 1 日 (水)

各回定員 30 名 講習料各回 3,000 円

【お問合せ】

申込書及び詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

<http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/koushukai.html#skillup>

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8514

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について (平成29年度前期分)

居宅介護支援事業所では、居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護等のサービスについて、「特定事業所集中減算に係る届出書」を半年ごとに作成することになっています。

この届出は、いずれかのサービス種別について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無にかかわらず、必ず東京都(※)に提出する必要があります。平成29年度前期分(平成29年3月1日から平成29年8月31日まで)の提出期間は9月1日から9月15日までになります。※中核市への移行により、八王子市内に所在する居宅介護支援事業者は八王子市役所へご提出いただくこととなります。詳しくは、八王子市役所へお問合せください。

また、特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)」の提出も必要となる場合があります。以下の①か②に該当する場合は、「特定事業所集中減算に係る届出書」に加えて、「加算届」も一緒にご提出ください。

- ① 平成28年度後期は減算に該当していなかったが、平成29年度前期から減算に該当する
- ② 平成28年度後期は減算に該当していたが、平成29年度前期から減算に該当しなくなる

<提出先> 〒163-8001 (住所不要) 東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者担当

提出書類の様式やQ&Aを以下のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算(平成28年度前期分以降) のページです。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593

○ 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具の保険給付適正化について、平成 29 年 7 月 3 日に行われた全国介護保険担当課長会議において、福祉用具の保険給付の適正化について、現時点で想定される貸与価格を把握するための見直し内容が示されましたのでお知らせします。

【平成 29 年 7 月 3 日全国介護保険担当課長会議資料（抜粋）】

ア 貸与価格の全国的な状況を把握するための見直し内容

利用者が適切に福祉用具を選択できるようにするためには、それぞれの商品の仕様や機能と併せて貸与価格の情報が提供されることが望ましい。

現行において、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書に T A I S コード、J A N コード又はローマ字で商品コード等の記載をいただいているところであるが、今後、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていない T A I S コード以外の記載についても、「5 桁-6 桁（半角・英数字）」のコードとすることを検討している。

T A I S コードを有していない商品に対するコードの付与等については、本年度の老人保健健康増進等事業（公益財団法人テクノエイド協会）を活用して行うことを予定しており、詳細については別途お知らせするが、各都道府県等におかれては、本見直し内容について御理解いただくとともに、管内の保険者、福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、T A I S コード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されているため、

- ・ T A I S コード等について、誤りなく正確に記載いただく
- ・ 同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といった点に改めてご留意いただくとともに、介護給付費請求書等の適切な記載について徹底いただくようお願いする。

具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）等を参照されたい。（上記見直し内容を踏まえて今後改正予定）

参考

厚生労働省 全国介護保険担当課長会議

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=204736>

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593